



地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による袋井市春岡土地区画整理事業について、換地処分の公告があった日の翌日から次のとおり本市内の字の区域をもって町を新設することについて、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年7月12日

袋井市長 原田英



1 春岡一丁目を新設する区域

大字春岡字奥谷田の一部、字丸ノ内の一部、字天白の一部、字谷田の一部

2 春岡二丁目を新設する区域

大字春岡字春日山の一部、字奥谷田の一部、字丸ノ内の一部